

滋賀県立図書館読書バリアフリーサービス

実施方針

令和5年2月

目次

第1章 基本的な考え方	- 1 -
1.背景と位置づけ	- 1 -
2.計画の期間	- 1 -
3.サービスの対象者	- 1 -
4.進行管理	- 2 -
第2章 サービスの現状と課題	- 2 -
1.サービスの現状	- 2 -
2.これまでの取り組み	- 3 -
3.課題	- 3 -
第3章 目指す姿と具体的取り組み	- 5 -
1. 目指す姿	- 5 -
2.サービス方針	- 5 -
3.具体的な取り組み	- 6 -

滋賀県立図書館読書バリアフリーサービス実施方針

第1章 基本的な考え方

1.背景と位置づけ

滋賀県教育委員会では、令和4年(2022年)3月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」)を受け、「滋賀県読書バリアフリー計画」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/syogai/321017.html>)を策定しました。この計画では、「障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀」を目指す姿とし、「そろえる」、「とどける」、「ささえる」の3つを基本方針としています。

これに先立ち、滋賀県教育委員会では平成30年(2018年)3月に、今後10年間の運営の方向性とその先に目指す姿を明確にし、そのために重点的に取り組むことを示した「これからの滋賀県立図書館のあり方」(<https://www.shiga-pref-library.jp/wp-content/libfiles/doc/arikata.pdf>)を策定しました。この中で、「滋賀県立図書館が目指す姿」として、「県民は、どこに住んでいても、誰でも、図書館を通じて必要な資料・情報を受け取ることができる」とし、障害者・高齢者・日本語を母語としない県民など図書館利用に配慮が必要な人が、容易に資料・情報を利用できる環境を市町立図書館と協力しながら整えていくこととしています。また、「あり方」の具体的な行動を示した「これからの滋賀県立図書館のあり方 行動計画」では、「行動の方向性」として、全ての県民が利用できるよう配慮した資料整備、市販の図書での読書が難しい方のための多様な利用環境の整備、館内のサービス体制の構築を掲げており、当館では、これに基づき資料収集や環境整備に取り組んできました。

これらの背景を踏まえたうえで「滋賀県読書バリアフリー計画」との整合性を図りながら、当館が今後取り組んでいく視覚障害者等の読書環境整備のための実施方針を定めます。

2.期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)の5年間

3.サービスの対象者

視覚障害、盲ろう、発達障害、肢体不自由、知的障害等の障害により、活字によって表現された書籍を読むことが難しい方、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい方(以下「視覚障害者等」という)を対象とします。

4.進行管理

この方針で掲げた施策の推進状況について、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

第2章 サービスの現状と課題

1.サービスの現状

貸出し数等(令和3年度)

大活字本	3,603 冊
録音図書(CD)	1,685 点
音声デイジー図書	28 点
マルチメディアデイジー図書	15 点
点字図書	9 冊
点字つき絵本	171 冊
郵送貸出し	1,496 冊(368 件)
対面朗読	9 件

※点字つき絵本の貸出し数は参考数値

所蔵数(令和4年3月31日現在)

書籍等の種類	所蔵数
大活字本	3,515 冊
録音図書(CD)	1,074 点
音声デイジー図書	462 点
マルチメディアデイジー図書	170 点
点字図書	178 冊
点字つき絵本	171 冊
LLブック	20 冊

※LLブック所蔵数は参考数値

その他(令和4年3月31日現在)

郵送貸出し登録者数	140 人※
サピエ図書館利用者(登録者)数	10 人

※郵送サービス対象者には、視覚障害者等以外の利用者も含む

2.これまでの取り組み

昭和 56 年度（1981 年度）	対面朗読サービス実施
昭和 57 年度（1982 年度）	郵送貸出し開始
平成 22 年度（2010 年度）	「住民生活に光をそそぐ交付金」を利用した大活字本コーナーの拡充 障害者自立支援資料整備による図書購入（大活字本・デージー図書） 第 6 期コンピュータシステム運用開始（H23.1～） バリアフリー式利用者用検索端末 1 台設置
平成 23 年度（2011 年度）	障害者サービスの拡大（デージー図書貸出し開始） 「住民生活に光をそそぐ交付金」を利用した障害者・高齢者用図書整備事業による図書購入（録音図書・デージー図書） 音声拡大読書器（よむべえ）1 台、点字プリンタ 1 台を整備 国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス」送信承認館に加盟
平成 26 年度（2014 年度）	サピエ図書館サービス開始
平成 27 年度（2015 年度）	第 7 期コンピュータシステム運用開始（H28.1～） ホームページ上に「図書館利用に障害のある方へ」ページを開設
平成 30 年度（2018 年度）	障害者サービスのための環境整備 多機能拡大読書器 1 台、デージー録音図書再生機 1 台、オーバーヘッドスキャナ 1 台、マルチメディアデージー再生用タブレット 3 台、助聴器 3 台整備 大活字本、録音図書、マルチメディアデージー図書の購入 滋賀県立図書館利用細則の改正（H31.3.31 改正）サービス対象の見直し
令和 3 年度（2021 年度）	「読書バリアフリーのための資料整備」事業（大活字本・録音図書の購入）

3.課題

(1) 直接サービスにおける課題

県立図書館における過去 3 年間の直接サービスの実績は以下のとおりです。

① 郵送貸出し

年度	件数	冊数	人数
令和元（2019）年度	368 件	1,216 冊	43 人
令和 2（2020）年度	418 件	1,420 冊	42 人
令和 3（2021）年度	368 件	1,496 冊	42 人

② 資料種別

年度	大活字本	録音図書 (CD)	デージー 図書	マルチメディア デージー図書	点字資料
令和元年度（2019年度）	4,163冊	2,506点	24点	27点	30冊
令和2年度（2020年度）	3,015冊	1,851点	18点	25点	13冊
令和3年度（2021年度）	3,603冊	1,685点	28点	15点	9冊

③ 対面朗読

年度	件
令和元（2019）年度	12件
令和2（2020）年度	11件
令和3（2021）年度	9件

④ サピエ図書館利用者（登録者）

年度	人数
令和3（2021）年度	10人

郵送貸出し利用件数、資料の利用実績、対面朗読実施件数、サピエ図書館利用者など各統計において、利用の減少や伸び悩みがみられます。また、館内に設置している読書支援機器の利用も少ない状況です。対面朗読の実施にあたっては、全面的にボランティアに依存しており、館としての体制が整備できていません。

(2) 県内市町立図書館における課題

「視覚障害者等の読書環境に関する県内市町立図書館サービスの調査」（滋賀県教育委員会事務局生涯学習課 令和3年5月実施）によると、県内19自治体の市町立図書館で「実施している障害者サービス」は、以下のとおりです。

サービスの内容		実施自治体数	割合
1	郵送貸出し	11	57.9%
2	対面朗読	10	52.6%
3	点訳図書・雑誌製作	2	10.5%
4	音訳図書・雑誌製作	4	21.1%
5	テキストデータ化（プレーンテキスト・テキストDAISY）	1	5.3%
6	職員向け研修	6	31.6%
7	HPでの障害者サービス案内	9	47.4%

8	障害者サービスの利用案内(点字版・リライト版など)	4	21.1%
9	機器操作など利用者向け講習会	0	0.0%
10	ボランティア養成講座	2	10.5%

比較的多くの自治体で取り組まれているサービスとして、郵送貸出し（11自治体 57.9%）や対面朗読（10自治体 52.6%）などがあげられますが、全体としては、まだ十分なサービスが行われているとはいえない状況です。また、同調査では「自館の課題として考えていること」として、次のような回答が寄せられています。

- ・ 視覚障害者等が利用しやすい書籍の充実
- ・ 施設・設備の整備
- ・ 職員の育成
- ・ 障害者サービスに関する要項やマニュアル等の作成
- ・ 障害者サービスの周知
- ・ 音訳ボランティアの高齢化、新規ボランティアの育成
- ・ 市内ボランティアとの連携
- ・ 関係課、社会福祉協議会等との連携
- ・ 利用者のニーズの把握

第3章 目指す姿と具体的取り組み

1. 目指す姿

読書は生涯にわたって個人の学びや成長を支える活動であり、教養や娯楽のためだけでなく、教育や就労を支える重要な活動です。県立図書館は、県民がどこに住んでいても、障害の有無に関わらず、誰もが自分に合った方法で読書ができるよう市町立図書館とのネットワークを活かした「誰もが豊かな読書ができる図書館」を目指します。

2. サービス方針

「滋賀県読書バリアフリー計画」における3つの基本方針「そろえる」、「とどける」、「ささえる」をもとに、県内に住む誰もが読書を通じて豊かな人生をおくることができる環境づくりを目指します。

(1) 県内のどの地域に住んでいても、障害の種別や程度に関わらず等しく幅広い資料にアクセスできる環境を整えます。

(2) 県民にとって、もっとも身近な存在である市町立図書館に対して、資料や機器の提供、図書館職員への研修などを行います。また、滋賀県立視覚障害者センターなどの専門機関、国立国会図書館などと連携して、滋賀県における読書バリアフリーサービスを支える役割を果たしていきます。

(3) 読書バリアフリーサービスについて、広く県民に周知し、利用の促進と啓発を行います。また、視覚障害者等の読書に関わる人々のための資料の整備や新たな担い手の育成に努めます。

3.具体的な取り組み

(1) 資料の充実

利用者の要求とそれぞれの特性に適した形態の資料を提供できるよう、幅広い分野、多様な形態の資料の収集・整備に取り組んでいきます。また、利用者の求める資料が、利用できる媒体で出版・製作されていないときには、希望する形態に変更して提供できるよう努めます。特に、さまざまな理由で活字を読むことが困難な子どもに対し、本と出会い、読書の楽しみを知る機会となるような資料を収集・整備します。あわせて、視覚障害者等の読書に関わる人々の専門知識の向上に役立つ資料を整備します。

①大活字本・録音図書・LLブックなど、誰もが利用しやすい資料を幅広く整備します。

②視覚に障害のある人にとって、より一層読書の幅が広げられるよう、著作権法第37条3項（巻末注参照）に基づいて作成された資料（点字資料、音声デジター、マルチメディアデジターなど）の整備を行います。

③録音図書など当館で提供・制作が難しい形態の資料については、県立視覚障害者センターや国立国会図書館をはじめ、県内外の公共図書館、大学図書館などと連携して資料提供に努めます。あわせて、資料提供に関することを中心に、市町立図書館や県立視覚障害者センターと定期的に意見交換を行います。

④子ども向けに製作された大活字本・さわる絵本・点字つき絵本などの収集・整備を行います。

⑤視覚障害者等の読書に関わる人々のための調査・研究に関する資料について、入門書から専門書まで幅広く、資料の収集・整備を行います。

⑥出版者が提供している視覚障害者等のためのテキストデータの収集や提供の方法について検討します。

(2) 県立図書館の利用環境整備

視覚障害者等が利用しやすいよう資料の配置や館内表示をはじめとした利用環境の整備を進めます。また、来館が困難な利用者に対しては、サピエ図書館などインターネットを利用したサービスの紹介や導入についての検討を行います。

①一般資料室や児童室に「バリアフリー資料コーナー（仮称）」を設置し、利用しやすい環境を整えます。

②各資料室において、文字の大きさや字体の見直し、点字やピクトグラムを付与するなど、わかりやすい書架見出しに変更していきます。

③利用者が主体的に本を選ぶことができるよう、バリアフリー資料について、形態ごとに資料目録を作成し、館内に設置するとともにホームページ上で公開します。

④点字版利用案内など各種案内を作成し、館内やホームページ上で提供します。

⑤書籍等を円滑に利用するための読書支援機器を整備し、必要に応じ機器更新に努めます。

⑥読書支援機器の館内利用を促進します。利用のための運用方法を定めたマニュアルの整備や館内掲示など必要な環境整備を行います。

⑦対面朗読サービスに関して、対面朗読協力者のあり方やオンライン対面朗読の実施について調査・検討を行います。

⑧現在、視覚障害者のみ対象としているサピエ図書館の利用に関して、視覚障害以外で活字資料の利用が困難な方（サピエ利用規約における B 会員）の利用登録を行います。

(3) 職員の資質向上

担当者だけでなく、全ての職員が基本的なサービスを行うことが可能となるよう研修を実施します。また、外部の専門的な研修を利用して、担当職員のスキルアップを図り、サービスの向上に努めます。

①館内研修において、サービスの内容や読書支援機器の操作方法など、基礎的な研修を行います。

②文部科学省や国立国会図書館などが開催する専門研修に積極的に参加し、資質の向上に努めます。

(4) 市町立図書館を通じたサービスの提供

県内市町立図書館に対して、各館それぞれのニーズに応じた資料や機器の提供、職員研修など必要な支援を行い、全県的なサービスの向上に取り組み、利用者の地理的障壁を取り除くよう努めます。

①市町立図書館で所蔵していない資料について、市町立図書館へ資料を貸し出す「協力貸出し」を通じて、必要な資料を届けます。

②視覚障害者等を対象としたサービスについて、市町立図書館に対して、アンケートや聞き取りによる調査を行い、各館の状況や要望の把握に努めるとともに、必要な支援を行います。

③市町立図書館職員向け各種研修会において、障害者サービスに関する講習を行い、県全体のスキルアップを図ります。

④読書支援機器について、各館からの要望に応じて貸出しを行います。

⑤点字資料・録音資料製作に用いる資料については、必要に応じて長期貸し出しを行います。

⑥当館職員による司書巡回業務（市町立図書館を訪問しての情報交換）や図書館ポータル（市町立図書館専用のウェブサービス）を通じて、サービスに関する他県の状況や読書支援機器の情報など、さまざまな情報を提供します。

⑦県民からの問い合わせにすぐに対応できるよう、各市町立図書館で行っているバリアフリーサービスについて、一覧を作成し、図書館ポータルで情報共有します。

(5) サービスの周知

当事者や家族、支援者などサービスを必要とする人々に届くよう、様々な媒体・機関を通じて情報発信に努めます。また、読書活動を支える人材の育成につながるための啓発活動を行います。

①図書館ホームページ上の「図書館利用に障害のある方へ」ページについて、レイアウトや内容を見直し、一層の情報発信とウェブアクセシビリティの確保に努めます。

②福祉施設、医療機関等への各種利用案内の配布や、ソーシャルメディアや県広報誌など様々な媒体を利用した幅広い情報発信に努めます。

③図書館利用のきっかけとなるように視覚障害者等を対象とした朗読会や、特別支援学級・学校を対象とした図書館見学の受け入れなどについて検討します。

④バリアフリー資料や読書支援機器について県民に広く知ってもらうため、展示会等を行います。

⑤子どもや一般の県民を対象とした点字の体験会や、さわる絵本を利用したおはなし会などを開催します。

⑥音訳や点訳等のボランティアなど読書活動を支える活動に関する情報を集めた情報コーナーを設置します。

⑦サピエ図書館サービスや国立国会図書館が実施している「視覚障害者等用データ送信サービス」について情報発信に努め、利用を促進します。

【注】著作権法第37条3項

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 (略)

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

【用語解説】

○LLブック

「LL」とはスウェーデン語の「Lattlast(分かりやすく読みやすい)」の略で、「LLブック」とは、読むことに困難を伴う方向けに、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本。

○国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス」

国立国会図書館が各機関から収集した視覚障害者等用データと、国立国会図書館が製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信するサービス。

○サピエ図書館

視覚障害者および視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データや音声データ等を提供するインターネット上の電子図書館。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

○さわる絵本・布絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっている。ボタンをとめたり、ひもを通したりする仕掛けなどがあり、楽しみながら読むことができる。

○大活字本

通常の本の文字を判読しやすく拡大して印刷された本。

○デイジー図書

デジタル録音図書の国際標準規格に則った電子図書。デイジー (DAISY) とは、Digital Accessible Information System(アクセシブルな情報システム)の略称。目次から、読みたい見出しやページに移動できる。書籍等の内容を録音し音声にした「音声デイジー」、内容をテキストにした「テキストデイジー」、文字や画像をハイライトしながら音声と一緒に読める「マルチメディアデイジー」がある。再生するには専用の再生機器を使うか、再生用ソフトをインストールしたパソコンや、スマートフォンやタブレットの再生用アプリを使う。

○テキストデータ

文字だけで構成された文書のデータ。音声読み上げソフトなどで読むことができる。

○点字図書

点字に翻訳(点訳)された本。点を使って図や絵を表した点図と点字を貼り付けた「点字絵本」もある。

○録音図書(音訳図書)

書籍等を読み上げ(音訳)で録音し、聴くことで読書ができるようにした図書。CD 等に録音されており、再生機を使って利用する。